

# あきる野市小中一貫教育推進基本計画

平成25年4月

あきる野市教育委員会

# 目 次

1	あきる野市における小中一貫教育	1
	(1) 小中一貫教育の定義	1
	(2) 小中一貫教育の効果	1
2	小中一貫教育を推進する背景	2
	(1) 子供の現状	2
	(2) 現状から把握できる課題とその背景	3
3	本市が目指す小中一貫教育の基本的な考え方	4
	(1) 地域の実態に即した小中一貫教育の推進	4
	(2) 学習指導要領に即した小中一貫教育の推進	5
	(3) 今までの学校体制を生かした小中一貫教育の推進	5
4	地域の実態に即した小中一貫教育の内容	6
	(1) 「目指す子供像」と「育てたい力」の設定	6
	(2) 9年間を見通した段階的な指導計画の作成・実施	6
	(3) 小中学校が一体となった取組の推進	8
5	小中一貫教育の推進体制の整備	9
6	増戸地区における小中一貫教育	9
	(1) 増戸小中学校の役割	9
	(2) 学校の名称	9
	(3) 指導体制	10
	(4) 生活時程	10
	(5) 学校施設	10
7	今後の事業推進について	10

資料－1 あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会設置要領

資料－2 あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会委員等名簿

資料－3 あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会・部会検討経過

# 1 あきる野市における小中一貫教育

## (1) 小中一貫教育の定義

あきる野市教育委員会では、小中一貫教育とは、小中学校が連携した取組を深めていった延長上にあると考えています。

小中連携教育は、小中学校が学校の実態に即して個別の目標や指導計画により、一緒に取り組める内容については協力して取り組む教育です。それに対して、小中一貫教育は、中学校区内の小中学校が共通した目標を設定し、その具現化に向けて、小中学校の義務教育9年間を見通した指導計画を作成し、実施していく教育です。

本市の小中一貫教育は、中学校区内の小中学校が、共通した目指す子供像や育てたい力を設定し、その具現化に向けて、小中学校の義務教育9年間を見通した指導計画を作成し、実施していく教育です。

## (2) 小中一貫教育の効果

### ① 子供に期待できる効果

#### ○ 生活・行動面

小中学校の教員が、子供の情報について共通理解を図るだけではなく、共通の指導理念に基づいた指導方法で子供の教育に当たります。このことで、子供が小学校から中学校へ進学する際に、学校の生活上のきまりや指導方法等の違いから感じる心理的負担やつまづきを軽減し、子供の健全育成につなげることができます。

#### ○ 学力面では

小中学校の教員が、義務教育9年間で育てたい力を明確にし、その力の育成を目指して、「学びの連続性」(※1)を重視して指導します。そして、「重点を置いて学習する必要がある内容」や「つまづきやすく繰り返し学習する必要がある内容」などを整理して、9年間を見通した段階的な指導計画を作成し実施することで、子供の学力向上につなげることができます。

### ② 教員に期待できる効果

中学校区内の小中学校の教員が地域の子供の実態について協議することで、その実態や重点指導事項などが明確になり、相互に共通理解を深めることができます。また、小中学校の教員が今までに積み重ねてきた指導方法を共有することによって、指導方法に幅が出て、発達段階に応じた指導を効果的に進めることができます。

---

※1 学びの連続性

「学びの連続性」とは、学習指導要領の内容に基づいて、各教科における学年ごとの学習内容が、一定の順序に従ってつながっている様子を表している。

小中一貫教育を推進することで、中学校区内の小中学校の教員が、子供の実態や指導方法を共有し、「学びの連続性」を意識して指導に当たることができます。

そのことにより、子供の小学校での生活や学習が、中学校での生活や学習に円滑に接続し、健全育成や学力向上につなげることができます。

## 2 小中一貫教育を推進する背景

### (1) 子供の現状

#### ① 生活・行動面

本市の不登校の子供の人数や巡回相談（※2）の件数から、以下のような状況が把握できます。

○ 最近3年間の全小中学校の不登校の発生件数は、小学校第6学年末時点では1～3人ですが、中学校第1学年末になりますと、10人近くに増えます。その増加率は、小中学校9年間を通して一番高くなっています。

○ 最近3年間に実施した巡回相談件数は、小学校第6学年では約60件ですが、中学校第1学年になると、75～100件に増えます。その増加率は、小中学校9年間を通して一番高くなっています。

#### ② 学力面

東京都が平成23年度に実施した「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（※3）及び「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」から、以下のような状況が把握できます。

○ 小学校では、全ての教科における学力の定着状況（※4）が、東京都の調査結果と比較して、10ポイント以上下回っています。

○ 中学校では、国語と社会における学力の定着状況が、東京都の調査結果と比較して、10ポイント以上下回っています。

○ 小中学校共に、算数と数学における「読み解く力」（※5）が、都と比較して、5～10ポイント以上下回っています。

#### ※2 巡回相談

発達障害を含む障害に関する専門的知識・経験を有する者が、小学校・中学校・幼稚園・保育所を巡回し、特別な支援が必要と思われる子供の指導内容・方法に関して、教員に指導・助言を行う。

#### ※3 児童・生徒の学力向上を図るための調査

東京都教育委員会が、「学習指導要領に示されている目標及び内容」と「読み解く力」の定着状況や、学習意欲、学習方法、生活習慣等の意識の状況を把握するために、全公立小中学校の小学校第5学年、中学校第2学年を対象として実施している調査である。調査を行う教科は、小学校は「国語、社会、算数、理科」、中学校は「国語、社会、数学、理科、外国語（英語）」である。

#### ※4 学力の定着状況

東京都教育委員会は、学習指導要領に示された内容について、標準的に学習活動が行われたと想定した場合の、正解の割合として「設定通過率」を設定している。この設定通過率の±5ポイントの範囲は、設定通過率と同程度としている。「学力の定着状況」とは、各教科において、東京都教育委員会が設定した設定通過率の-5ポイントより上位にいる子供の割合を示す。

#### ※5 読み解く力

それぞれの教科の「文書や図表等から必要な情報を正確に取り出す力」、「比較・検討して読み取る力」及び「意図や背景、理由を理解・解釈・推論して解決する力」のことであり、その力の定着状況を調査対象となる問題の正答状況から把握している。

- 小中学校共に、「必要な情報を得るために本や新聞などを読むようにしている」や「分からないことや知りたいことを調べるために、情報を集めている」と回答した子供が、東京都の調査結果と比較して少なく、主体的に学習に取り組む態度が十分でないことが分かります。
- 小中学校共に、「睡眠時間」と「運動時間」、「テレビの視聴時間」が、東京都の調査結果と比較して長いことから、家庭学習を行う時間が十分でないことが分かります。

## (2) 現状から把握できる課題とその背景

### ① 生活・行動面

中学校に進学すると、特に第1学年において、不登校傾向や配慮が必要な子供が増える傾向にあることから、小学校での生活や学習が中学校の生活や学習に円滑につながっていないことが課題として挙げられます。

その背景としては、小中学生の発達段階（※6）が異なることや学習内容が難しくなることに伴い、小学校の学級担任制（※7）から、中学校の教科担任制（※8）に変わることや、中学校では、義務教育の仕上げの時期でもあることから、学校のきまりに基づいた指導をより一層徹底していく必要があることなどが挙げられます。このような小中学校での生活環境や学習環境の大きな変化に、子供が十分に適応できず、小学校段階では潜在化していた生活・行動面の課題が中学校に進学して顕在化するといったことが考えられます。

また、子供の小学校時点における様々な課題が、小中学校間で十分共有できていないといった状況も考えられます。

以上のことから、子供の健全育成を図るためには、中学校区内の小中学校の教員が、子供の実態や指導方法を共有し、子供の学校での生活や学習が小学校から中学校へ円滑につながるようにすることが重要になります。

### ② 学力面

小中学校共に、学力の定着状況や、主体的に学習に取り組む態度、家庭学習などの学習習慣が十分でないことが課題としてあげられます。

その背景としては、各学校において、子供が「つまずきやすい学習内容」や「十分に定着していない学習内容」を的確に把握し、それらの内容を、家庭での学習も含めて繰り返し学習させたり、重点を置き時間をかけて指導したりすることが十分でないことが挙げられます。

#### ※6 発達段階

子供一人一人は異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差がある一方、子供の心身の発達の道筋やその順序性には、共通して見られる特徴があり、その発達の過程は、幾つかのまとまりのある「段階」に分けることができる。「発達段階」とは、発達が進行する中で確認できる顕著な特徴を基準にして、発達の過程をいくつかの段階に分けて分類したものをいう。

#### ※7 学級担任制

1人の教員が、1つの学級の子供の教科指導と生徒指導の全てにわたって担当する体制のことをいう。小学校では、中高学年の一部の教科（図工や音楽などの専科教科）を除いて、学級担任制を取り入れている。

#### ※8 教科担任制

各教員が原則として専門とする教科を担当し、1つ以上の学級でその指導を行い、教科ごとに指導する教員が異なる体制をいう。中学校では、学習内容が難しくなることから、教員の専門を生かすことができる教科担任制を取り入れている。

また、これらのことを、それぞれの小中学校で意識するのではなく、小中学校の教員が義務教育9年間の学習内容のつながりの中で、共通理解を図り、互いに意識して指導に当たることが、子供の学力向上を図る上で重要ですが、現在の小中学校においては十分でないことが考えられます。

さらに、小中学生の発達段階が異なることと中学生は卒業後の進路選択が控えていることから、小学校では毎日の授業を楽しくするために、学習への関心や意欲を高めることを重視し、また、中学校では進路指導のために、一斉学習の中で多くの知識を習得させることを重視する傾向があります。

以上のことから、子供の学力の向上を図るためには、中学校区内の小中学校の教員が、子供の実態を踏まえて、義務教育9年間を通して、「育てたい力」やその力を身に付けさせるための指導内容・方法を共通認識するとともに、「学びの連続性」を意識して、段階的に指導していくことが重要になります。

### 3 本市が目指す小中一貫教育の基本的な考え方

#### (1) 地域の実態に即した小中一貫教育の推進

本市には6つの中学校区があり、今までに子供の実態や地域の特色を生かして、小学校と中学校が連携した取組を行ってきました。今後、これら既存の6つの中学校区を活用して、地域の実態に即した小中一貫教育を推進していきます。

複数の中学校の通学区域をもつ小学校については、実態を踏まえて、一部通学区域を見直します。

中学校区		中学校区	
中学校	小学校	中学校	小学校
秋多中学校	多西小学校 南秋留小学校	御堂中学校	草花小学校
東中学校	東秋留小学校 屋城小学校 前田小学校	増戸中学校	増戸小学校
西中学校	西秋留小学校 一の谷小学校	五日市中学校	五日市小学校

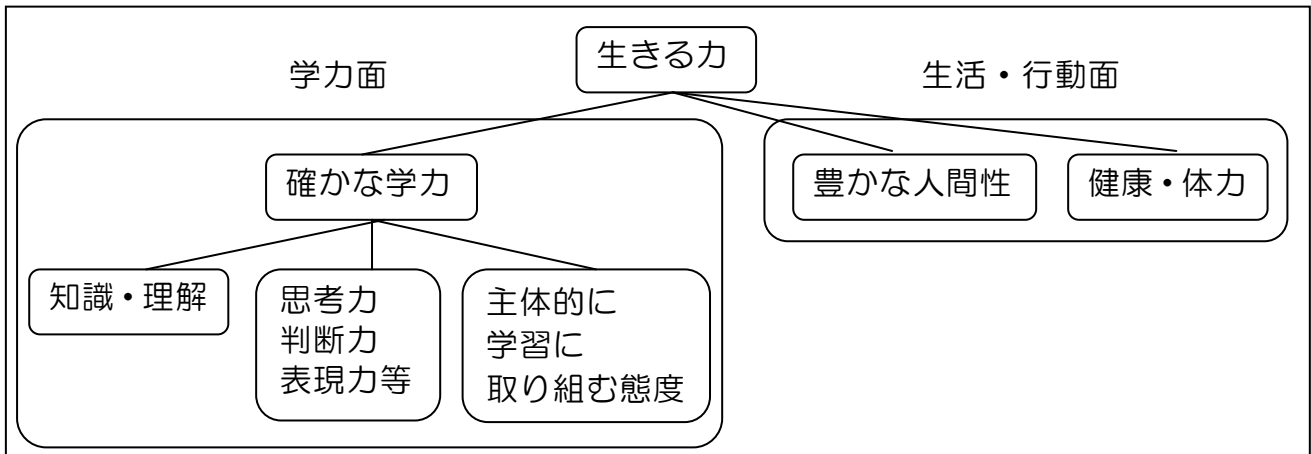
※ 多西小学校については、御堂中学校が通学区域である子供も在籍しているため、御堂中学校区の取組も反映させていく必要があります。そこで、同小学校では、同中学校との連携を密に図り、同中学校区の「9年間を見通した段階的な指導計画」も活用して、小中一貫教育を推進していきます。

## (2) 学習指導要領に即した小中一貫教育の推進

学習指導要領（※9）では、教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、「生きる力」をはぐくむことを基本理念としています。また、学習指導要領の総則では、「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童（又は生徒）に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する。」としています。これらを受けて、「あきる野市教育基本計画」（※10）においては、子供に「生きる力」を身に付けていく教育の必要性を述べ、視点の第一に、「『生きる力』をはぐくむ教育の推進」を設定しています。

本市の小中一貫教育は、「生きる力」をはぐくむことを基本理念とした学習指導要領の趣旨・ねらい及び内容に即して進めるものであり、新たに特別な教科を設定したり、特別な内容を教えたりするものではありません。現在使用している教科書を使い、今まで学習してきた内容を変えることなく、小中一貫教育を推進します。

### ◆学習指導要領が目指す「生きる力」とは



学校教育法施行規則第31条及び保護者用リーフレット(平成23年度版) 文部科学省を参考

## (3) 今までの学校体制を生かした小中一貫教育の推進

- ① 学校の名称  
全ての中学校区の小中学校の名称は今までどおり変わりません。
- ② 教職員の体制  
各小中学校の校長と副校長を含めた教職員の組織も今までどおり変わりません。

### ※9 学習指導要領

全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めているもので、教科書や学校での指導内容の基になるものである。小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から、全ての教科等で新しい学習指導要領による教育が始まっている。

### ※10 あきる野市教育基本計画

この計画は、国の教育振興計画を参考にしつつ、あきる野市における教育の振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものであり、あきる野市総合計画「ヒューマン・グリーンあきる野」の教育の部分を担当するものである。

### ③ 指導体制

中学校への円滑な接続を考え、小学校の高学年において、学校の実態に即して、一部教科担任制を導入することを検討し、可能な範囲で実施していきます。

### ④ 学年区分

小中学校の義務教育9年間の学年区分（※11）は、従来からの6・3年制で変わりません。

国においては、中央教育審議会初等中等教育分科会の「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」で検討が進んでいますが、4・3・2年制等の学年区分の在り方については、「現時点では検証できるものではない」という意見が出され、「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」（平成24年7月13日）の中では、「今後、更に多様な取組が進められ、その成果が蓄積されることが期待される」としています。

また、増戸中学校区と五日市中学校区以外の4つの中学校区では、地理的条件として小中学校間にかなり距離があることから、6・3年制を維持しながら、9年間を見通した小中一貫教育を推進する必要があると考えています。

### ⑤ 通学区域

前述したように、実態に即して、一部見直します。

指定学校の変更については、「あきる野市立学校の指定学校変更の取扱いに関する要綱」に従って、指定学校を変更することが可能です。

## 4 地域の実態に即した小中一貫教育の内容

### （1）「目指す子供像」と「育てたい力」の設定

中学校区ごとに、学習指導要領や市全体の子供の課題等を踏まえて、地域の子供の長所や課題を分析し、「目指す子供像」を設定します。さらに、義務教育9年間で「目指す子供像」の具現化を目指し、「育てたい力」を明確にします。

### （2）9年間を見通した段階的な指導計画の作成・実施

各中学校区の子供の実態から設定した「育てたい力」を確実に身に付けさせるために、まず、重点的に取り組む教科・領域を設定します。次に、学習指導要領に示された各学年学習内容の中から、繰り返し学習させたり重点を置いて学習させたりする内容や、その際に、表現活動やグループ活動など、重視する学習活動を明確にして、「9年間を見通した段階的な指導計画」を作成します。

---

※11 学年区分

小中一貫教育を実施する小・中学校において、子供の発達の状況等を踏まえ、小学校6年間と中学校3年間を合わせて9年間の教育課程を「4・3・2」「5・2・2」等に便宜的に区分し直し、区分ごとに教育活動の目標を設定するといった取組が見られる。



この指導計画を小中学校で実施していくことで、各教員が子供の実態や指導方法を共有し、「学びの連続性」を意識して指導できるようにします。

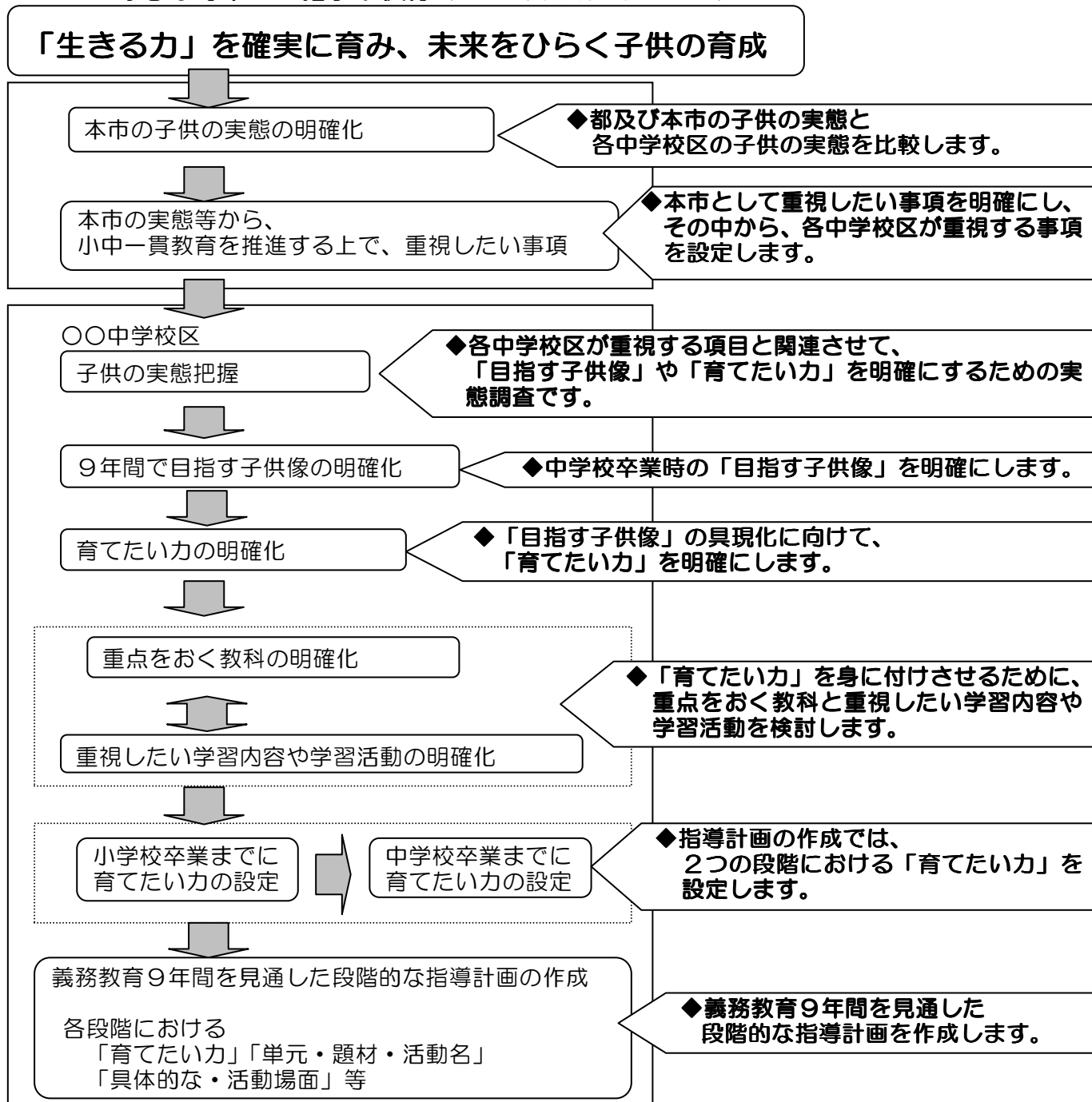
繰り返しになりますが、新たに特別な教科を設定したり、学習指導要領に示されていない特別な内容を教えたりするものではありません。「育てたい力」を確実に身に付けさせるために、学習指導要領の中で、重点を置いて学習させる内容等を明確にし、小中学校の教員が共通理解を図って指導していくものです。

－ 9年間を見通した段階的な指導計画の作成に向けて－

次のチャート表は、「目指す子供像」の具現化に向けて、「育てたい力」を明確にし、ある一つの教科で、9年間の指導計画を作成する流れを示しました。実際には、「育てたい力」に合わせて複数の教科・領域で指導計画を立てることが考えられます。「育てたい力」を複数設定する場合には、それに併せて、1教科・領域以上の指導計画を作成することになります。

あきる野市が目指す子供像（あきる野市教育基本計画より）

「生きる力」を確実に育み、未来をひらく子供の育成



### (3) 小中学校が一体となった取組の推進

中学校区ごとの子供の実態に即して設定した「目指す子供像」の具現化に向けて、以下の3つ視点から、小中学校が共通理解を図り、様々な教育活動を合同で実施していきます。また、これらのことを実施することにより、子供が小学校から中学校へ進学する際に、生活環境や学習環境、指導方法などの違いから感じる心理的負担を軽減することにつながります。

#### ① 子供を視点とした取組

児童会と生徒会が連携して、合同あいさつ運動や合同ボランティア活動など、様々な活動を工夫して実施していくことが考えられます。また、夏季休業中を活用した合同部活動や学習教室、外国語などの学習体験などを、各中学校区の実態に即して実施していくこともできます。

#### ② 教員を視点とした取組

現在も実施している教員の合同研修会を更に充実させ、小中学校の教員が互いの授業を参観したり、各学校の子供の実態や課題について、協議したりしていきます。また、地理的な条件にもよりますが、小中学校の教員が連携して、授業作りを行ったり、互いにゲストティーチャーとして招いたりすることも考えられます。

#### ③ 教育体制を視点とした取組

各中学校区で設定した「目指す子供像」や「育てたい力」と関連させて、教育課程や学校評価の一部を関連させていきます。また、自地区内の学校において、共通の「学校生活のきまり」や「生活指導マニュアル」などを作成することも考えられます。

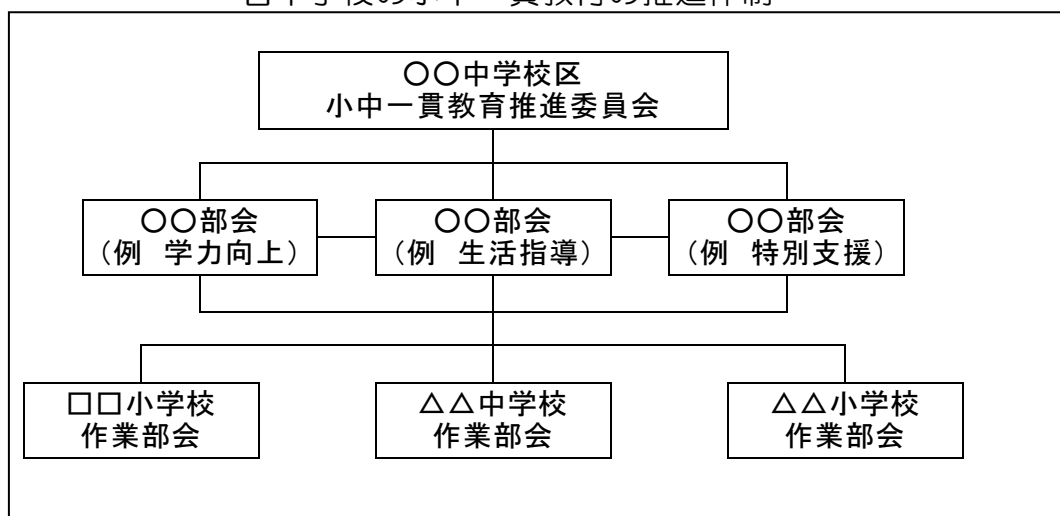
## 5 小中一貫教育の推進体制の整備

中学校区ごとの小中一貫教育を推進するため、各中学校区の管理職と教務主任等で組織する小中一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。

推進委員会は、中学校長が委員長となって全体の取りまとめを行います。また、各小中学校には、作業部会を設置し、推進委員会で協議された内容等の周知・徹底を図ります。さらに、各中学校区では、「育てたい力」に応じて、部会を設置し、小中学校の教員が、具体的な指導計画の作成に向けて協議を進めていきます。

多西小学校については、御堂中学校区の推進委員会にも必要に応じて参加するなど、連携を密に図りながら取組内容等の情報を共有し、多西小学校の取組に反映させていきます。

各中学校の小中一貫教育の推進体制



## 6 増戸地区における小中一貫教育

### (1) 増戸小中学校の役割

増戸地区は、増戸小中学校が同一敷地内にあり、その地理的条件を最大限に生かして、小中一貫教育を推進します。増戸小中学校は、本市における小中一貫教育のパイロット校として、小中一貫教育に関して先進的に取り組み、その成果を他の中学校区で生かせるようにしていく役割を担います。

### (2) 学校の名称

小中一貫教育のパイロット校としての役割を明確にするため、増戸小中学校を通称「増戸学園」とします。ただし、増戸小中学校の学校体制は変わりません。

### (3) 指導体制

増戸小中学校では、小学校における外国語活動や体育科の学習において、中学校の教員が教科の専門性を生かし、小学校の教員と連携した授業を試行しています。また、安全教育においては、両校の教員が協議を重ねて、災害安全に関する授業モデルを作成し実践したり、合同の避難訓練を計画的に実施したりしています。今後も、両校の教員が連携して、一部の教科・領域について、合同授業やチームティーチング（※12）を行うことや、小学校の高学年において、一部教科担任制を導入することを検討し、可能な範囲で実施していきます。

### (4) 生活時程

増戸小中学校の地理的条件を生かして、両校が合同授業やチームティーチング、研究協議など、様々な連携した取組が効率的効果的に実施できるように、1、3、5校時又は2、4、5校時の授業の開始時刻を合わせることを検討していきます。

### (5) 学校施設

増戸小中学校は、地理的条件を生かし、児童・生徒が円滑に往来できるよう、学校施設を整備することで、一体的な教育活動の更なる推進が期待できます。こうしたことから、整備方法等について、課題を整理し、別途検討します。

## 7 今後の事業推進について

本計画に基づき、平成25年度は、中学校区ごとに「小中一貫教育推進委員会」を設置し、地域の実態に即した「目指す子供像」と「育てたい力」を設定して、保護者や地域に周知していきます。また、実態に即して通学区域の見直しを図り、平成26年4月から市内の全校において小中一貫教育を実施します。

なかでも、増戸小中学校については、地理的条件を最大限に生かし、パイロット校として、小中学校が一体となった取組や指導体制の工夫など様々な取組を充実させていきます。

平成26年度以降の本計画に基づく事業については、国や東京都の施策等の状況を踏まえて随時見直しを図りながら、各学校の小中一貫教育を推進していきます。

---

※12 ティームティーチング

授業場面において、複数の教員が役割分担し、連携・協力し合いながら、個別指導や全体指導を行うことをいう。

## あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会設置要領

## (目的及び設置)

第1条 あきる野市小中一貫教育実施指針に基づき、あきる野市小中一貫教育推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 策定委員会は、基本計画の原案を策定し、あきる野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

## (組織)

第3条 策定委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 指導担当部長
- (3) 生涯学習担当部長
- (4) 企画政策部長
- (5) あきる野市立小中学校長会長
- (6) あきる野市立小学校長会長
- (7) あきる野市立中学校長会長
- (8) 保護者代表（あきる野市立小中学校PTA連合会長）

## (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長の職にある者とする。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、校長の職にある者（小中校長会長）とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を行う。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員は、他自治体の小中一貫教育の取組を参考にするため、管外に視察に行くことができる。

## (任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

## (部会)

第7条 策定委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める基本計画の原案の策定に係る専門的事項を調査研究させる。

- (1) 指導計画等検討部会 小中一貫教育の内容に関すること。
- (2) 施設整備等検討部会 小中一貫教育校の設置・運営及び施設の整備に関すること。

- 2 前項各号に掲げる部会は、それぞれ部会長、副部会長1名及び部員若干名をもって組織する。

- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 副部会長は、当該部会の部会長を補佐し、当該部会長に事故があるとき、又は当該部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 指導計画等検討部会長は指導担当課長、副部会長はあきる野市立増戸中学校の長をもって充てる。
- 6 指導計画等検討部会の部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指導担当課長、指導主事
  - (2) あきる野市立増戸小学校校長及び副校長
  - (3) あきる野市立増戸中学校副校長
  - (4) 教育部指導室に属する者のうちから指導室長が指名する1名の者
- 7 施設整備等検討部会長は教育総務課長、副部会長はあきる野市立増戸小学校の長の職にある者をもって充てる。
- 8 施設整備等検討部会の部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指導室長
  - (2) 財政課長
  - (3) 施設営繕課長
  - (4) 財政課、教育総務課、指導室及び施設営繕課に属する者のうちからそれぞれの所属長が指名する1名の者
- 9 部会の会議は、当該部会の部会長が招集する。
- 10 部会は当該部会に属する部員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 11 部会は、当該部会に属する部員の過半数で決し、可否同数のときは、当該部会長の決するところによる。
- 12 部会は、当該部会の所掌事項に係る調査研究の進捗状況を、終了したときは、その結果を策定委員会に報告しなければならない。
- 13 部会長、副部会長及び部員の任期は、当該部会に係る前項の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は指導室、指導計画等検討部会の庶務は指導室、施設設備等検討部会の庶務は教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、策定委員会及び部会に関し必要な事項は、教育長が別に定めることができる。

## あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会 委員名簿

所属等	氏名	備考
教育部長	鈴木 恵子	委員長
指導担当部長	新村 紀昭	
生涯学習担当部長	山田 雄三	
企画政策部長	尾崎 喜己	
市立小中学校長会長	山崎 雅司	副委員長・西中学校長
市立小学校長会長	遠藤 桂一	南秋留小学校長
市立中学校長会長	田島 弘之	増戸中学校長
保護者代表	宮崎 勝央	市立小中学校 PTA 連合会長

## 指導計画等検討部会 部会員名簿

所属等	氏名	備考
指導担当課長	千葉 貴樹	部会長
増戸小学校長	遠藤 裕孝	
増戸中学校長	田島 弘之	副部会長
増戸小学校副校長	栗原 郁夫	
増戸中学校副校長	山本 芳安	
指導室長補佐	小磯 弘	

## 施設整備等検討部会 部会員名簿

所属等	氏名	備考
指導室長	新村 紀昭	
教育総務課長	佐藤 幸広	部会長
財政課長	門脇 徹	
施設営繕課長	丸山 誠司	
増戸小学校長	遠藤 裕孝	副部会長
教育総務課学務係長	宮田健一郎	
施設営繕課施設営繕担当主査	小澤 正明	

## あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会検討経過

回	開催期日	主な検討事項等
1	平成24年 5月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 策定委員会設置の趣旨説明について</li> <li>○ あきる野市小中一貫教育実施指針について</li> <li>○ 今後の進め方と検討課題について</li> </ul>
2	平成24年 7月 4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 村山学園の視察について</li> <li>○ 施設一体型の小中一貫校の教育効果と課題について</li> </ul>
3	平成24年12月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導計画等検討部会及び施設設備等検討部会の検討経過について</li> <li>○ 基本計画(素案)について</li> </ul>
4	平成25年 4月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメントの結果について</li> <li>○ 基本計画の策定について</li> </ul>

## 指導計画等検討部会検討経過

回	開催期日	主な検討事項等
1	平成24年 6月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校区ごとの小中一貫教育の推進体制について</li> <li>○ 9年間を見通した指導計画の作成方針について</li> </ul>
2	平成24年 8月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校区ごとの小中一貫教育の体制整備に向けた取組状況について</li> <li>○ 目指す子供像及び育てたい力の設定の仕方について</li> </ul>
3	平成24年 9月10日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増戸中学校区小中一貫教育の推進について</li> <li>○ 小中一体となった取組の計画方法について</li> </ul>
4	平成24年11月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校区ごとの小中一貫教育の体制整備に向けた取組状況について</li> <li>○ 中学校区ごとの小中一貫教育基本方針の策定方法について</li> </ul>
5	平成25年 4月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小中一貫教育に係る指導計画等のパブリックコメントの結果について</li> <li>○ 小中一貫教育に係る指導計画等について</li> </ul>



## 施設整備等検討部会検討経過

回	開催期日	主な検討事項等
1	平成24年 7月 4日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 武蔵村山市立小中一貫校村山学園の視察</li><li>○ 視察校の施設に関する意見交換</li></ul>
2	平成24年 8月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ あきる野市立増戸小学校・増戸中学校の視察</li><li>○ 視察校の施設に関する意見交換</li><li>○ 小中一貫教育に係る施設上の課題について</li></ul>
3	平成24年11月 9日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 小中一貫教育に係る施設整備計画について</li><li>○ 小中一貫教育に係る学校の呼称について</li></ul>
4	平成25年 4月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 小中一貫教育に係る施設関係のパブリックコメントの結果について</li></ul>